

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度
計画主体	北海道苫前郡苫前町

## 苫前町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 苫前町 農林水産課 農政係  
所在地 北海道苫前郡苫前町字旭37番地の1  
電話番号 0164-64-2314  
FAX番号 0164-64-2142  
メールアドレス nosei@town.tomamae.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、アライグマ、カラス類、キジバト、アザラシ類・トド
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	北海道苫前郡苫前町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	水稻	被害額 2,333千円
		被害面積 15.0ha
	小麦	被害額 287千円
		被害面積 5.4ha
	大豆	被害額 842千円
		被害面積 15.5ha
	小豆	被害額 278千円
		被害面積 1.2ha
	スイートコーン	被害額 176千円
		被害面積 1.0ha
	南瓜	被害額 542千円
		被害面積 1.5ha
	甜菜	被害額 234千円
		被害面積 1.7ha
馬鈴薯	被害額 61千円	
	被害面積 0.1ha	
合計	被害額 4,753千円	
	被害面積 41.4ha	
ヒグマ	水稻、スイートコーン	少額のため算定していない
アライグマ	メロン	被害額 452千円
		被害面積 0.4ha
	牧草	被害額 496千円
		被害面積 17.0ha
	スイートコーン	被害額 158千円
		被害面積 1.0ha
合計	被害額 1,106千円	
	被害面積 18.4ha	
カラス類、キジバト	大豆、小豆	少額のため算定していない
アザラシ類、トド	漁具（刺網等）	少額のため算定していない

(2) 被害の傾向

エゾシカ	積雪期を除く期間に被害が発生しており、町内全域において、作物全般への食害及び踏み荒らしによる被害が確認されている。生息数は不明だが、被害防止対策事業(有害捕獲、電気柵設置等)により被害額は減少傾向にある。
ヒグマ	出没については、年間10件以上の目撃情報が寄せられており、町内農村地域を中心に目撃されているが、近年、住宅地周辺での目撃も増えている。踏み荒らし等により農作物への被害も出ている。
アライグマ	令和元年度の捕獲数は117頭であったが、令和2年度には276頭と急激に捕獲数が増加している。このことから、留萌管内の生息数が増加していると推測されるため、今後、食害等の農業被害が拡大する恐れがある。
カラス類、キジバト	農耕地を中心に、農作物及び牛舎内の配合飼料等への食害が発生している。
アザラシ類・トド	過去、3月から6月にかけて沿岸海域に来遊し、かれい刺網等にかかった水産物を食い荒らし、漁具にも甚大な被害を与えていたが、近年、目撃情報は減っており、被害額も減少傾向にある。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)
エゾシカ	被害額	4,753千円	3,300千円
	被害面積	41.4ha	28.5ha
ヒグマ	被害額	少額のため設定しない	設定しない
	被害面積		
アライグマ	被害額	1,106千円	770千円
	被害面積	18.4ha	12.5ha
カラス類 キジバト	被害額	少額のため設定しない	設定しない
	被害面積		
アザラシ類 トド	被害額	少額のため設定しない	設定しない
	被害面積		

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>[エゾシカ]            苫前町猟友会への委託により、通年で猟銃及びわなによる有害捕獲を実施している。            (委託費等)            ①エゾシカ 捕獲8,000円/頭            ②るもい農協苫前支所から活動費(他獣種も含む)として200,000円を交付            ③一般廃棄物処理料については、町より支出(るもい農協苫前支所より、支出総額の1/3が町へ支出される。)</p> <p>[ヒグマ]            特定の個体が頻繁に出没するなど問題個体である場合は、道の捕獲許可を受けて箱わなを設置し捕獲を実施している。</p> <p>[アライグマ]            農業者を対象にアライグマ防除従事者講習会を実施し、希望者への箱わな貸与を行い、従事者自らが捕獲を実施。捕獲後の個体処分については、CO2封入殺処分機又は電気止め刺しを町及びるもい農協苫前支所へ整備し、連携した捕獲を実施している。</p> <p>[カラス類、キジバト]            有害鳥獣駆除として、苫前町猟友会への委託により、猟銃による駆除を実施している。</p> <p>[アザラシ類・トド]            トドは北海道連合海区漁業調整委員会からトド採捕承認を得て、苫前町猟友会の協力により、追払いを実施。</p>	<p>[エゾシカ]            平成22年度から令和元年度にかけて、猟友会へ会員が3名加入し、担い手不足は一時的に解消されているが、さらなる担い手確保に向けた取組が必要である。</p> <p>[ヒグマ]            ゴミや廃棄農作物の適正管理など誘引物除去対策も今後の課題である。</p> <p>[アライグマ]            農業者と連携して捕獲を行い、繁殖と生息地の拡大を防ぐ必要がある。</p> <p>[カラス類、キジバト]            猟友会員については、ほぼ農家であるため、仕事時間と活動が重なることから、積極的な捕獲活動ができていない状況である。</p>

防護柵の設置等に関する取組	平成23年度から鳥獣被害防止総合対策事業及び中山間地域所得向上支援事業により電気柵を整備し、農業者から要望を受けた圃場については整備を終了している。	電気柵の未整備箇所へ移動しているため、一層の電気柵の設置が重要である。
生息環境管理その他の取組	10月頃に霧立地区及び小川地区にて苫前町猟友会とともにエゾシカライトセンサスを実施しエゾシカの適正な管理に努めている。	平成30年度調査での小川地区の目撃頭数は32頭であったが、令和2年度調査では71頭と増加している。

### (5) 今後の取組方針

<p>[エゾシカ]</p> <p>通年による有害捕獲を継続して実施するとともに、食害・踏み荒らしをいった作物被害に対応するため、電気柵の未整備箇所への整備等、住民の自発的な対策を支援するための体制をつくり、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりを目指す。</p> <p>[ヒグマ]</p> <p>捕獲を前提に行うことなく、従来どおり人家近くへの出没に対しての追払い及び箱わなの設置を基本に取り組む。</p> <p>[アライグマ、カラス類、キジバト]</p> <p>作物被害等発生状況及び生息状況の収集に努め、的確な捕獲を実施する。また、アライグマについては、防除従事者を増やすため講習会を随時開催する。</p>
--

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>[苫前町猟友会への委託]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苫前町猟友会に対し、年間の捕獲活動について年間委託契約を締結。</li> <li>・ 苫前町鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲を実施する。</li> </ul>
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4年度	エゾシカ ヒグマ アライグマ カラス類(ハシブトガラス、ハシボソガラス) キジバト アザラシ類 トド	[エゾシカ] ・電気柵未整備箇所の整備 ・狩猟免許取得者へのくくりわなの貸出 ・町及び農協による残滓処理費用の負担 [アライグマ] ・捕獲用箱わなの貸出 [全体] ・狩猟免許取得及び銃器等購入費補助
5年度	エゾシカ ヒグマ アライグマ カラス類(ハシブトガラス、ハシボソガラス) キジバト アザラシ類 トド	[エゾシカ] ・電気柵未整備箇所の整備 ・狩猟免許取得者へのくくりわなの貸出 ・町及び農協による残滓処理費用の負担 [アライグマ] ・捕獲用箱わなの貸出 [全体] ・狩猟免許取得及び銃器等購入費補助
6年度	エゾシカ ヒグマ アライグマ カラス類(ハシブトガラス、ハシボソガラス) キジバト アザラシ類 トド	[エゾシカ] ・電気柵未整備箇所の整備 ・狩猟免許取得者へのくくりわなの貸出 ・町及び農協による残滓処理費用の負担 [アライグマ] ・捕獲用箱わなの貸出 [全体] ・狩猟免許取得及び銃器等購入費補助

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・エゾシカの捕獲数は増加していることから、令和3年度の捕獲計画数から20頭増の350頭とする。</li> <li>・アライグマの捕獲頭数は、近年、急激に増加していることから令和2年の捕獲数(276頭)をもとに設定。</li> <li>・カラス類、キジバトについては前回の計画頭数と同数。</li> </ul>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	4年度	5年度	6年度
エゾシカ	350頭	350頭	350頭
アライグマ	300頭	300頭	300頭
カラス類	100羽	100羽	100羽
キジバト	100羽	100羽	100羽

捕獲等の取組内容
<p>[エゾシカ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟銃・くくりわなを併用し4月～3月までの1年通して駆除期間とする。</li> </ul> <p>[ヒグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟銃・箱わなを併用し3月～12月までを捕獲の期間とする。</li> </ul> <p>[アライグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 箱わなによる捕獲を4月～3月までの1年通して実施する。また、防除従事者の確保に向け講習会を随時開催する。</li> </ul> <p>[カラス類、キジバト]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟銃を用い5月～10月までを駆除期間とする。</li> </ul> <p>[捕獲予定場所]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鳥獣保護区を除く、町内一円とする。ただし、エゾシカについては、鳥獣保護区が冬期間のエゾシカ越冬場所となっており、樹皮被害が著しいことから、当該箇所での捕獲を実施する。</li> </ul>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苫前町全域において、エゾシカ等の有害鳥獣による農作物被害が多発しているため、より効率的に被害を減少させるために、苫前町鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させ、1年を通して町内一円で捕獲を実施する。</li> </ul>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
北海道苫前郡苫前町	エゾシカ

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	4年度	5年度	6年度
エゾシカ	[鳥獣被害防止総合対策事業] ・電気柵 L=3,030m		

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	4年度	5年度	6年度
エゾシカ	進入路となる河川や道路にエゾシカを誘導させ、誘導地点にくくり罠と電気柵を一体的に仕掛け、柵を捕獲に資する柵として活用することで、より効果的に捕獲を行う。		

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
4年度	エゾシカ	・苫前町猟友会等によるライトセンサス調査を実施(1回/年)
5年度	エゾシカ	・苫前町猟友会等によるライトセンサス調査を実施(1回/年)
6年度	エゾシカ	・苫前町猟友会等によるライトセンサス調査を実施(1回/年)

#### 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

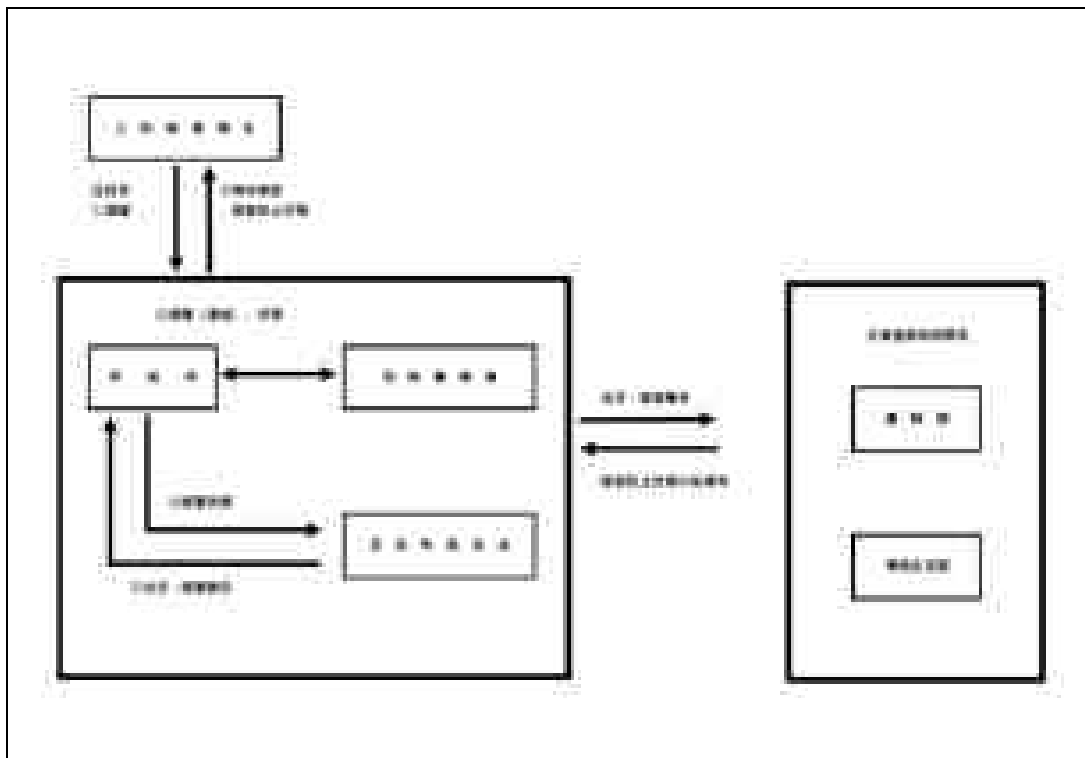
##### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
羽幌警察署	・住民の安全対策 (市街地に鳥獣出没時の対応)
北海道留萌振興局	・被害防止対策の指導等
苫前町猟友会	・有害鳥獣の捕獲



苦前町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害鳥獣の捕獲依頼</li> <li>・ 関係機関と連絡調整</li> <li>・ 被害防止対策</li> </ul>
-----	--

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エゾシカについて、捕獲した個体はできるだけ利活用する方向でハンターに要請し、残滓については、処分場へ搬出し、処分する。</li> <li>・ 搬出等が困難な場合の捕獲現場での埋設等について適切に行われるよう指導する。</li> <li>・ アライグマ及びその他鳥獣の残滓については、すべて処分場へ搬出し、処分する。</li> </ul>
---

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	<p>[エゾシカ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲した個体のうち年間50頭程度を苦前エゾシカ解体処理所に持ち込み、食肉として加工している。</li> </ul>
ペットフード	
皮革	

その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	[ヒグマ] ・捕獲個体を(地独)道総研産業技術環境研究本部エネルギー・環境・地質研究所へ提供している。
-------------------------------------	--

(2) 処理加工施設の実施体制に関する事項

・苫前エゾシカ解体処理所を整備し、年間50頭程度を目安に食肉加工している。
---------------------------------------

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制に関する事項

--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	苫前町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
苫前町	・総括的な協議会の運営
るもい農業協同組合苫前支所	・被害防除対策、被害状況調査及び把握、生息・出没などの情報提供
北るもい漁業協同組合苫前支所	・被害防除対策、被害状況調査及び把握、生息・出没などの情報提供
留萌中部森林組合	・被害防除対策、被害状況調査及び把握、生息・出没などの情報提供
苫前町猟友会	・捕獲活動など被害防止を実施
鳥獣保護管理員	・被害防止対策への指導、助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
留萌農業改良普及センター	・被害防止対策の技術的助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・鳥獣被害実施隊を設置(平成24年3月)
・町職員のうちから町長が指名する者(農林水産課職員)
・苫前町猟友会会員であって、苫前町猟友会長が推薦し、町長が任命する者

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--